

○厚生労働省告示第五十七号

クレーン等安全規則（昭和四十七年労働省令第三十四号）第二百四十七条の規定に基づき、クレーン等運転関係技能講習規程（平成六年労働省告示第九十二号）の一部を次のように改正し、平成十八年四月一日から適用する。

平成十八年二月十六日

厚生労働大臣 川崎 二郎

第一条中「別表第二十第十五号及び第十六号」を「別表第二十第十四号及び第十五号」に改める。

第三条の表中

- 一 クレーン運転士免許を受けた者
- 二 床上操作式クレーン運転技能講習を修了した者

を

- 一 クレーン・デリック運転士免許を受けた者
- 二 床上操作式クレーン運転技能講習を修了した者
- 三 労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（平成十八年厚生労働省令第一号）第六条

に、

の規定による改正前のクレーン等安全規則（以下「旧クレーン則」という。）第二百一十三條に規定するクレーン運転士免許を受けた者

- 一 デリック運転士免許又は揚貨装置運転士免許を受けた者
- 二 玉掛け技能講習を修了した者

- 一 揚貨装置運転士免許を受けた者
- 二 玉掛け技能講習を修了した者
- 三 旧クレーン則第二百三十五條に規定するデリック運転士免許を受けた者

改める。

に

を